


各種助成制度等をご利用ください！

助成金等の名称	助成事業等の内容等	助成金額等	申請方法等
<p>①松茂町公共下水道普及促進対策助成金</p> <p>供用開始後、一定期間内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した方に交付します。</p>	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水設備の設置義務者 供用開始の日から3年以内に排水設備工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 	<p>町が行う工事完了検査に合格した日が</p> <p>供用開始の日から1年以内 8万円</p> <p>供用開始の日から3年以内 5万円</p> <p>※改造工事費用が当該助成金額に満たない場合は1,000円未満を切り捨てたその額</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「下水道普及促進対策助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
<p>②松茂町生活保護世帯に対する排水設備設置費助成金</p> <p>公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した生活保護世帯に交付します。</p>	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理区域内に住所を有し、自己の建築物に居住している生活保護世帯であり、かつ排水設備の設置義務者 町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 浄化槽を廃止する工事及びこれに併せて行う公共下水道に直結する工事を含む排水設備工事 	<p>助成対象となる排水設備工事に要する費用</p> <p>※1世帯あたりの助成金の最高限度額：50万円（1,000円未満の端数切り捨て）</p> <p>（ただし、生活保護法第12条に規定する生活扶助の臨時的一般生活費として支給される下水道設備費の額（限度額17万円程度）を控除した額とします。）</p> <p>注）事前に生活保護法に規定する生活扶助の臨時的一般生活費として支給される下水道設備費の受給申請が必要となります。 お問い合わせ先 徳島県東部保健福祉局 生活福祉担当 088-626-8720</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「生活保護世帯排水設備設置費助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
<p>③松茂町浄化槽雨水貯留施設転用費助成金</p> <p>供用開始後、3年以内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施し、不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用、改造する方に交付します。</p>	<p>* 助成金の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 排水設備の設置義務者 供用開始の日から3年以内に排水設備工事及び転用工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 町税等の滞納が無い者 <p>* 助成金の対象となる工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽内部の不用部品の撤去及び仕切り板の穴あけ工事 雨水集水配管及び雨水管の取付工事 ポンプ本体費用及びポンプの設置に係る工事 	<p>助成対象となる転用工事に要した費用の3分の2</p> <p>※1世帯あたりの助成金の最高限度額：10万円（1,000円未満の端数切り捨て）</p> 	<p>排水設備工事を行う前に、「浄化槽雨水貯留施設転用費助成金交付申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>助成金は、工事完了検査合格後に確定通知書により通知・交付します。</p>
<p>④松茂町水洗便所改造資金利子補給</p> <p>供用開始後、3年以内に公共下水道に接続するための排水設備工事を実施した方に対し、その工事に要する借入金利子を補給します。</p>	<p>* 利子補給の対象者（次のすべてに該当する者）</p> <ul style="list-style-type: none"> 処理区域内の建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者 供用開始の日から3年以内に排水設備工事を完了し、町が行う工事完了検査に合格した者 官公署、会社及びその他の法人でないこと 町税等の滞納が無い者 <p>* 対象工事額</p> <ul style="list-style-type: none"> 1件につき10万円以上100万円以内において町長が定める額 <p>* 利子補給対象期間</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息の償還が始まった日の属する月から起算して36月以内 <p>* 利率</p> <ul style="list-style-type: none"> 町が指定した取扱金融機関（リフォームローン外各種融資資金）、徳島県社会福祉協議会（生活福祉資金）及び徳島県（母子寡婦福祉資金貸付金）が定めた率 	<p>利子補給の額</p> <p>貸付利率の2分の1の利率で計算して得た額</p> <p>（ただし、貸付利率の2分の1の利率が年3.5%を超える場合は年3.5%で計算して得た額）</p> <p>※延滞利息については全額借受人の負担となります。</p>	<p>排水設備工事を行う前に、「水洗便所改造資金利子補給申請書」を排水設備等計画確認申請書とともに提出してください。</p> <p>半年毎に、返済済みの利子を対象として計算し、返済履歴表等により返済状況を確認のうえ、利子補給を行います。</p>

※上記①、③、④の制度は併用可能です。
※上記②の制度の利用をお考えの方は、事前に下水道課へご相談ください。